

## 令和5年度農業機械士養成研修実施要領

### 1 目的

高性能農業機械化が進む中、安全かつ効率的に利用するためには、利用技能者及び農業指導者の資質向上が重要となっている。

このため、農業者等を対象に農業機械に関する安全知識並びに整備、運転及び利用技術を習得してもらい、今後の農業生産の中核となる農業機械利用技術者を養成する。

### 2 主催者

京都府立農業大学校

### 3 実施期間

令和5年11月8日（水）から11月16日（木）までのうち7日間（土日を除く）

### 4 実施場所

京都府立農業大学校（11月8日（水）から11月15日（水）まで）

（京都府綾部市位田町桧前30 電話 0773-48-0321）

京都府運転免許試験場（11月16日（木））

（京都市伏見区羽束師古川町647 電話 075-631-5181（代表））

### 5 受講者の人員及び資格

(1) 人員 最大20人まで

(2) 資格

次の各号全てに該当する者

ア 農業に従事している者又は農業指導者（予定者を含む）

イ 普通自動車運転免許証を所有している者

ウ 昭和28年1月1日以降に生まれた者

（令和5年12月31日時点で70歳未満の方）

### 6 研修日程及び内容

月日（曜日）	時間	午前（学科）	午後（学科または実技）
11月 8日（水）	10：15～10：30	受付	
	10：30～16：00	開講式（農業大学校） 農耕作業用トラレー等に対する 基準緩和について（農産課） 農作業安全について（農産課）	京都府の農業機械の現状と課題 （寺井先生） 農業機械と安全作業 （寺井先生）
11月 9日（木）	9：30～16：00	農業機械の構造・機能と取扱 （寺井先生）	農業機械の運転操作と取扱 （寺井先生）
11月10日（金）	9：30～16：00	農業機械の作業安全 （京都府農業機械士協議会）	農業機械の点検整備について （全農京都）
11月13日（月）	9：30～16：00	農業機械の構造・機能と取扱 （寺井先生）	農業機械の運転操作と取扱 （寺井先生）
11月14日（火）	9：30～16：00	農業機械の構造・機能と取扱 （寺井先生） 技能検定学科試験 （寺井先生）	農業機械の構造・機能（実技） 農業機械士検定試験及び解説 （寺井先生）
11月15日（水）	9：30～14：00	農業機械の効率的利用 （寺井先生） 技能検定学科試験 （寺井先生）	閉講式 （農業大学校）
11月16日（木）	10：00～16：00	大型特殊自動車（農耕車限定）運転免許試験 京都府運転免許試験場	

講師の都合により内容、担当講師が変更になる場合があります。

## 7 修了証の交付

所定の課程を修了した者には修了証を交付する。

## 8 農業機械士検定試験の実施及び農業機械士認定

研修修了者には、京都府農業機械利用技能認定要領に基づき検定試験を実施し、合格者は京都府知事が京都府農業機械士に認定する。なお京都府農業機械士の認定については、京都府農林水産部農産課から通知される。

また、不合格者のうち、技能検定の実技又は学科試験に合格した者は、翌年度に限り合格した実技又は学科試験が免除される。

## 9 受講申込

(1) 受講申込は8月25日（金）からとし、同日付けで農業大学校ホームページに掲載する。

(2) 受講希望者は農業機械士養成研修受講申込書（別記様式）に必要事項を記入の上、10月2日（月）（当日消印有効）までに京都府立農業大学校に郵送で申し込むこと。

(3) 受講希望者のうち、5の（2）の要件を全て満たす者について、申込順に受講を承認する。

同日消印日で20人を超えた場合は、その消印日の受講希望者の中から抽選する。

(4) 受講承認者には受講承認の通知と研修要領を送付する。

(5) 自己都合等で受講を取り消す場合は、速やかに研修担当職員にその旨報告すること。

## 10 その他

### (1) 研修に必要な経費

ア 傷害共済料 400円程度

不測の事態に備え、傷害共済に加入するので、研修初日の受付時に支払うこと。

イ 運転免許試験手数料他 4,650円(受験手数料2,600円、免許交付申請料2,050円)  
(大型特殊自動車免許（農耕車限定）取得者は必要ない)

運転免許試験手数料については、11月16日（木）の大型特殊自動車免許（農耕車限定）試験日に京都府運転免許試験場に支払うこと。

ウ 農業機械化研修テキスト 定価1,980円（税込）

農山漁村文化協会「農学基礎セミナー 新版 農業機械の構造と利用」  
研修初日の受付時に支払うこと。

エ 宿泊及び食事は受講者で準備すること。（ごみは持ち帰ること）

### (2) 受講者が持参するもの

ア 印鑑（シャチハタ不可）、筆記用具

イ 自動車運転免許証

ウ 写真 脱帽上半身 縦 3cm×横 2.4cm 3枚（大型特殊既取得者は2枚）

### (3) 大型特殊自動車免許（農耕車限定）試験について

京都府公安委員会で免許試験を受験するためには、免許証の住所が京都府であることが必要なので、免許証の住所が京都府以外の場合は、事前に京都府内の住所に変更しておくこと。